

2026 年度学習系インターネット接続用
拠点ルータ設置業務

入札説明書

2026 年（令和 8 年） 8 月 17 日

福山市教育委員会事務局

管理部教育総務課

目 次

第1章 業務に関する事項	1
1 主催者	1
2 担当課	1
3 調達の内容	1
4 入札参加資格要件	1
5 契約及び支払条件	2
6 本業務に当たっての制約事項	2
第2章 入札手続に関する事項	4
1 日程	4
2 入札説明書等の交付	4
3 入札参加資格申請書類の提出	5
4 入札参加資格の認定	5
5 説明資料等に関する質問	6
6 入札及び開札手続き	6
7 その他	7

第1章 業務に関する事項

1 主催者

福山市

2 担当課

福山市教育委員会事務局管理部教育総務課

〒720-8501 福山市東桜町3番5号（本庁舎13階）

TEL (084) 928-1238（直通）

FAX (084) 928-1737

電子メール kyoui-soumu@city.fukuyama.hiroshima.jp

3 調達の内容

(1) 件名

2026年度学習系インターネット接続用拠点ルータ設置業務

(2) 概要

次の学校へのインターネット接続用拠点ルータ更新及びHUB収納ボックス設置業務

対象	学校数
福山市立小学校	44校
福山市立中学校	13校
合計	57校

詳細は、入札参加資格認定を受けた者に対し交付する入札仕様書を参照すること。

(3) 契約期間

契約締結日から2027年（令和9年）3月31日まで

(4) 納入期間

次の期間までに業務を完了させること。なお、具体的な日程は別途協議すること。

・インターネット接続用拠点ルータ

2027年（令和9年）2月1日から2027年（令和9年）3月31日まで

・HUB収納ボックス

契約締結日から2026年（令和8年）11月30日まで

(5) 履行場所

福山市が指定する場所

4 入札参加資格要件

(1) 競争入札に必要な資格

入札に参加する者の資格は次の要件を全て満たす者とする。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本業務の公告の日から落札決定の日までのいずれの日においても、福山市の指名除外若しくは指名留保の措置又は入札参加の取消しを受けていない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

エ 本市に納付すべき市税の滞納がないこと。

オ 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

カ 2020年度以降、拠点ルータやL2/L3スイッチなど、本調達対象と同種の情報機器の設定、導入実績があること。

キ 技術担当者が駐在する本店、支店又は営業所等を福山市内に有すること。

5 契約及び支払条件

（1）契約の締結

ア 契約書の記載内容については、落札者と別途協議のうえ決定し、契約を締結する。なお、本市仕様書の要件を満たさないときは、当該項目について本市が特に認めた場合を除き、落札者は本市仕様書の要件に従わなければならない。

イ 落札者は、落札を決定した日から5日以内に契約書の締結を行うものとする。契約に応じない場合は落札の決定を取消す。

（2）支払い条件

本調達に関わる支払いは、原則として次の条件で支払うものとする。

ア 作業完了日を検査日として支払いを行う。本市は、ソフトウェア、OS、ミドルウェアの使用権、ハードウェアの所有権を取得するものとする。

イ 上記支払い条件、その他詳細については、落札者と別途協議する。

（3）契約保証金

免除（福山市契約規則第6条第1項第5号）

6 本業務に当たっての制約事項

（1）秘密の保持

受注者は、本業務遂行中に知り得た秘密事項については、いかなる理由があっても本市の承認なしに他に漏らしてはならない。期間終了後も同様とする。

（2）貸与資料

本業務の実施に当たり、本市が貸与する物品及び資料等については、受注者の責任において適切に管理し、取扱いに注意すること。また、契約後は速やかに返却すること。

（3）施設への入退室

導入作業等のため、本市の施設等に入入りする場合は、本市担当者に事前に連絡し承認を得ること。また、施設等の出入りに当たっては、本市担当者の指示に従うこと。

（4）成果物の所有権

納入成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合、受注者は、当該著作権の使用に関する費用負担を含む一切の手続きを行い、第三者の著作権、その他の権利を侵害しないこと。

(5) 他の業者との連携

受注者は、本市及び本市が指定する業者と相互に協調を保ち、作業の便宜と進捗を図ること。

(6) 柔軟な体制

設計・導入作業において、全体スケジュールに影響を及ぼす可能性のある作業の遅れが発生した場合には、要員の追加等、柔軟に対応できる体制を取ること。

(7) 再委託の制限

受注者は本契約に基づく業務を第三者に委託してはならないものとする。

ただし、やむを得ず業務の一部を第三者に委託する必要がある場合、又は地域企業育成のために委託する場合は、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容、事業執行の場所等を本市に届け出て、本市の承認を得ること。また、再委託を受けた者に対しても、委託条件を厳守させ、再委託先からさらに他の第三者に委託させてはならない。

(8) 疑義

受注者は、本業務の実施に当たり、入札説明書及び入札仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに本市と協議を行い、承認を得たうえで作業を実施すること。

第2章 入札手続に関する事項

1 日程

入札手続に関する日程は次のとおりとする。

手続		期日
1	入札参加資格申請受付期間	8月17日（月）から 8月25日（火）午後5時まで ※書留郵便等による場合は8月24日（月）午後5時までに必着とする
2	入札参加資格審査結果通知	8月27日（木）
3	説明資料等に関する質問受付期間	8月27日（木）から 9月2日（水）午後5時まで
4	説明資料等に関する質問への回答	9月4日（金）
5	入札辞退届の提出期限	9月9日（水）午後5時
6	入札及び開札	9月10日（木）午前10時

※日付は、すべて2026年（令和8年）とする。

2 入札説明書等の交付

本入札の説明資料、申請手続様式は次のとおりとする。

(1) 説明資料

ア 入札説明書（本書）

イ 入札仕様書 ※「入札仕様書」は入札参加資格認定を受けた者に対し交付する。

(2) 入札参加資格申請の手続様式

ア 入札参加資格審査申請書（様式1）

イ 入札参加資格審査申請書受付票（様式2）

ウ 委任状（様式3）

入札、契約締結等に関する権限を代表者から支店長、営業所長等に委任する場合に限る。

エ 市税の完納証明書（写しを可とする。）

本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの

オ 申立書（様式4）

市外業者で本市における課税のない者は、「申立書」（様式4）を提出すること。

カ 納税証明書（写しを可とする。）

国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明したもの。

キ 実績報告書（様式5）

第1章4の「(1) 競争入札に必要な資格」の「カ」で示した導入実績を記載すること。

ク 印鑑証明書（写しは不可とする。）

ケ 使用印鑑届（様式6）

実印と異なる印鑑を使用するときに提出すること。

コ 登記簿謄本又は現在事項全部証明書（写しを可とする。）

サ 担当者届 (様式7)

本入札に担当者として1名を選任し、質疑等の窓口を一本化すること。

シ 誓約書 (様式8)

※上記に掲げたエ、カ、ク及びコの書類については、入札参加資格申請書提出の日から3か月前の日以後に発行されたものとする。

(3) 入札及び入札に関する手続様式

ア 質問書 (様式11)

イ 入札辞退届 (様式12)

ウ 委任状 (入札用) (様式13)

エ 入札書 (様式14)

オ 入札金額内訳書 (様式15)

※ア～オの手続き様式は入札参加資格認定を受けた者に対し交付する。

(4) 契約について

ア 契約書 (案)

※アについては入札参加資格認定を受けた者に対し交付する。

3 入札参加資格申請書類の提出

(1) 提出先

第1章の「2 担当課」

(2) 提出期限、提出方法

ア 入札参加資格申請書類は、郵便又は信書便、もしくは直接持参により提出すること。

郵便又は信書便は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(以下「書留郵便等」という。)とする。

イ 書留郵便等による入札参加資格審査申請書の提出は、2026年(令和8年)8月24日(月)午後5時までに必着させること。

ウ 直接持参する場合は、2026年(令和8年)8月17日(月)から8月25日(火)の間(ただし、土日を除く。)の午前8時30分から午後5時までに上記提出先へ提出すること。

エ 入札参加資格審査申請者は、提出した入札参加資格審査申請書等の差替え、変更又は取消しをすることができないものとする。

(3) 提出書類

2(2)に示す申請書類一式

4 入札参加資格の認定

入札に必要な資格を有していると認めた場合は、入札参加資格認定通知書を2026年(令和8年)8月27日(木)付けで、書面により通知する。入札に必要な資格を有していないと

した場合についても、審査の結果を同年8月27日（木）付けで書面により通知する。

5 説明資料等に関する質問

（1）受付期限

2026年（令和8年）8月27日（木）から同年9月2日（水）午後5時までとする。

（2）質問の方法

説明資料に関する質問は、「質問書」（様式11）により、電子メールで提出すること。

提出先メールアドレス：kyoui-soumu@city.fukuyama.hiroshima.jp

（3）質問に対する回答

質問への回答は、2026年（令和8年）9月4日（金）までに、すべての入札参加予定者に対し、電子メールにより送付する。

6 入札及び開札手続き

（1）入札及び開札日時

2026年（令和8年）9月10日（木）午前10時00分

（2）場所

福山市東桜町3番5号 福山市役所本庁舎13階 教育委員室

（3）入札書及び入札金額内訳書の作成

ア 入札書の作成

入札書は所定の様式の「入札書」（様式14）を使用し、次の内容に従い記載すること。

イ 入札書の記載項目

（ア）年月日

入札書の提出年月日とする。

（イ）金額

入札書に記載する金額は、本調達に伴う一切の経費を含めて見積った契約希望金額に、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額とすること。

（ウ）入札者住所、商号、代表者及び押印

a 本人の場合

申請者の所在地、商号又は名称、代表者職、名前並びに「入札参加資格審査申請書（様式1）」と同じ印とする。

b 代理人の場合

資格審査申請において代理人を選任している場合は、代理人の所在地、商号又は名称及び職、名前並びに代理人印とする。

c 復代理人の場合

復代理人の場合は、入札前に委任状を提出し、復代理人の名前並びに復代理人印とすること。

（4）開札に関する事項

開札の際に入札者の立会がない場合は、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせて行うものとする。

(5) 落札者の決定方法

- ア 福山市契約規則（昭和41年5月1日規則第13号。以下「規則」という。）に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格を持って有効な入札を行った者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじ引きを行い、落札者を決定する。なお、本件に最低制限価格の設定はない。
- イ 入札された最低価格が予定価格を超えている場合は続けて再度の入札を行う。再度の入札は2回を限度とする（合計3回）。

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 参加資格のない者が入札したとき。
- イ 同一の入札者が2つ以上の入札をしたとき。
- ウ 他人の代理を兼ね、又は2つ以上を代理して入札したとき。
- エ 入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき。
- オ 入札書に記名押印がなかったとき。
- カ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- キ 委任状を持参しない代理人が入札したとき。
- ク 金額を訂正した入札。
- ケ 入札が、取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき。
- コ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- サ 再度の入札をした場合において、その入札が1であるとき。
- シ その他規則又は特に指定した事項に違反した入札。

(7) 入札の辞退

入札参加予定者が、入札を辞退するときは「入札辞退届」（様式12）を、2026年（令和8年）9月9日（水）午後5時までに提出すること。

(8) 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを延期又は中止する。この場合における損害は入札者の負担とする。

(9) 入札保証金

免除（福山市契約規則第25条第1項第2号）

(10) 入札違約金

落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すとともに、落札者は落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として納入のこと。

7 その他

(1) 入札に当たっての注意事項

- ア 本市から提供を受けた文書について、本件の入札手続以外の目的に供してはならない。また、本市の情報システム等に関して知ることとなった内容は、第三者に漏らしてはならない。なお、本市から貸与した文書は返却すること。
- イ 本入札に要する費用は、入札者が負担する。

ウ 本入札に関する提出資料は返却しない。

(2) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限定する。

(3) 守秘義務要件

本入札に関して知り得た情報は、第三者に漏洩することを防止し、かつ秘密漏洩の可能性を事前に排除するものとする。また、関係資料の滅失又は、き損を防止し、秘密を保持するため、必要かつ十分な措置を講じるものとする。